

パーソナルデータの利用・流通に関する研究会（第3回）議事要旨

■日時：平成24年12月18日（火）13時～15時

■場所：総務省地下2階講堂

■出席者：

○構成員等

堀部座長、辻井座長代理、糸井構成員、岩下構成員、岡村構成員、菊池構成員、新保構成員、菅谷構成員、関構成員、曾我部構成員、高橋構成員、富沢構成員、長田構成員、別所構成員、安岡構成員、吉川構成員、吉田構成員、大島氏（奥屋構成員代理）、隅野氏（新居構成員代理）、盛合氏（中尾構成員代理）

○ゲストプレゼンター

久保田 成 日本マイクロソフト株式会社プライバシーリード

○オブザーバー

板倉消費者庁政策企画専門官、宮田経済産業省情報経済課課長補佐

○総務省

阪本政策統括官、谷脇大臣官房審議官、高橋情報流通振興課長、玉田消費者行政課長、中村情報通信政策課融合戦略企画官、山崎情報セキュリティ対策室長、村上情報セキュリティ対策室調査官、神谷行政管理局個人情報保護室副監理官、須藤自治行政局地域政策課地域情報政策室課長補佐、藤波情報セキュリティ対策室課長補佐

■議事要旨：

1. 開会

2. 議事

(1) 構成員等からのプレゼンテーション

- ・ 富沢構成員（日本マイクロソフト株式会社法務・政策企画統括本部
政策企画本部技術政策部長）

久保田 成（日本マイクロソフト株式会社プライバシーリード）

富沢構成員、久保田氏より、資料1に基づき、グローバルビジネスにおける現状の問題点と解決策について、説明が行われた。

- ・ 関構成員（楽天株式会社執行役員渉外室室長）

関構成員より、資料2に基づき、プライバシー保護とビジネス・イノベーションについて、説明が行われた。

- ・ 高橋構成員（日本電信電話株式会社 NTT セキュアプラットフォーム研究所
情報セキュリティプロジェクトマネージャー）

高橋構成員より、資料3に基づき、パーソナルデータの利用・流通のためのプライバ

シーを制御する技術について、説明が行われた。

(2) 意見交換

プレゼンテーションを踏まえ、以下の意見等が出された。

- 事業の国際展開にあたっては、欧州のように厳しい制度の国があり、そうでない国もある中、厳しい国の制度に合わせると大変なこともあるため、各国の現状に応じてプライバシー保護に対する対応を変えることが現実的である。
- 欧州がデータ保護規則案を公表し、規制強化の方向に動いているため、日本でも対応を検討する必要がある。事業を海外展開するにあたって、国際的にデータを一元的に管理しようとした場合、欧州のデータの海外移転制限はネックになるため、欧州と日本でデータを移転できるように国家間の枠組みを作っていく必要がある。
- 米国では企業の自主基準が尊重され、法令違反にはFTCや裁判所がエンフォースメントを働かせるが、日本では、エンフォースメントまではなかなか働かない状況にある。
- 欧州からのデータ移転に対応するために、日本のエンフォースメント強化が求められるのであれば、議論して対応を検討する必要がある。一つの対応策としては、プライバシーマークのような民間の認証制度をもって、ルールがきちんと守られているということを主張することができるのではないかと考える。ただし、これにはどう民間の認証機関による認証システムを構築するかという課題がある。
- 日本の法制度において、個人情報保護ガイドラインの位置付けが不明確である。法律といえるのか、義務なのか、どこまで遵守すべきなのか、従わないとどうなるのか、罰則はあるのか等が分かりにくい。
- 日本の個人情報保護ガイドラインは、法源 (sources of the law) には入っておらず、位置づけを考え直す必要があるかもしれない。
- 法律やガイドラインを作る際には、これはやってもいいという事例を多数列挙するような形とした方が日本の事業者には合っているのかもしれない。
- 事業者が困った際に回答してくれたり、良い取組みを誉めて悪い取組みを罰するような事業者に動機付けを与える組織があると良いと考える。なお、守るべき義務とそれ以外のものがクリアになるのであれば、プライバシーコミッショナーは必ずしも必要ではない。ただし、プライバシーコミッショナーがあれば、分散しているガイドラインが一元化されて分かりやすい制度になるのではないかと考える。
- プラバシーコミッショナーを設置するとしても消費者庁のみでは、諸外国におけるプライバシーコミッショナーと同様の機能を果たすのは困難であり、スタッフの専門性、継続性を担保して事業者をサポートできる体制づくりが必要であろう。
- パーソナルデータの利用は必要最小限とするべきであるが、必要とされる範囲を明確にするには、データの提供元と提供先でのリスクコミュニケーションが重要であり、ある便益のためにこのデータを提供するという合意が為されれば、必要とされる範囲もすりあっていくと考えられる。

- プライバシーを保護する技術として、情報の処理に関する技術だけでなく、情報の収集に関する技術、個人が意図したとおりに情報が利用されるようにする技術等も検討していく必要がある。
- プライバシーを保護するための取組みを検討する際には、データが取り扱われる場面毎にいくつかの柱を立てることが有用である。今日のプレゼンで主に紹介された「処理」の場面のほかに、「取得」の場面や、「利用」の場面があり、それぞれの場面毎にデータの取り扱われ方として複数の要素が考えられる。それらの要素ごとに、必要となるプライバシー保護の取組みについて検討することが必要である。

(3) その他

追加意見については12月25日までに提出を依頼する旨、事務局より連絡があった。

3. 閉会

以上